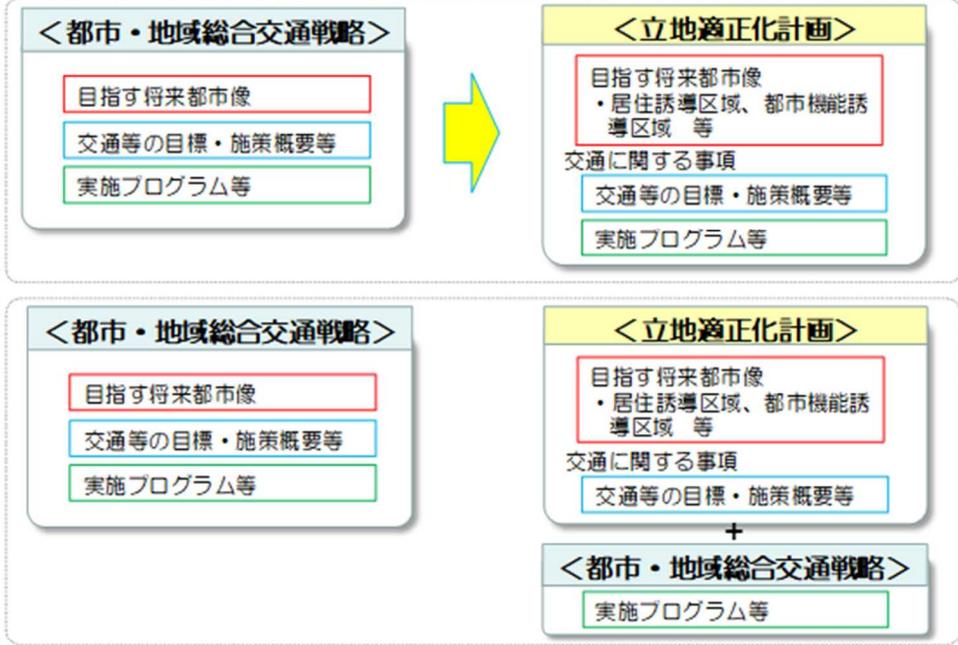


各種計画の関係等

○ 総合交通戦略を活用し、立地適正化計画を作成する例

○ 立地適正化計画は、マスタープラン総合交通戦略の全てを書くことも考えられるが、実施プログラムのように具体的な事業までは書かないことも考えられる。



○ 立地適正化計画・地域公共交通計画との関係例

・ 立地適正化計画と地域公共交通計画の交通の内容は、相当程度同様となることが想定される
 ・ 同じ協議会を活用し、一体的に策定するなど連携して、計画策定を行うことが望ましい

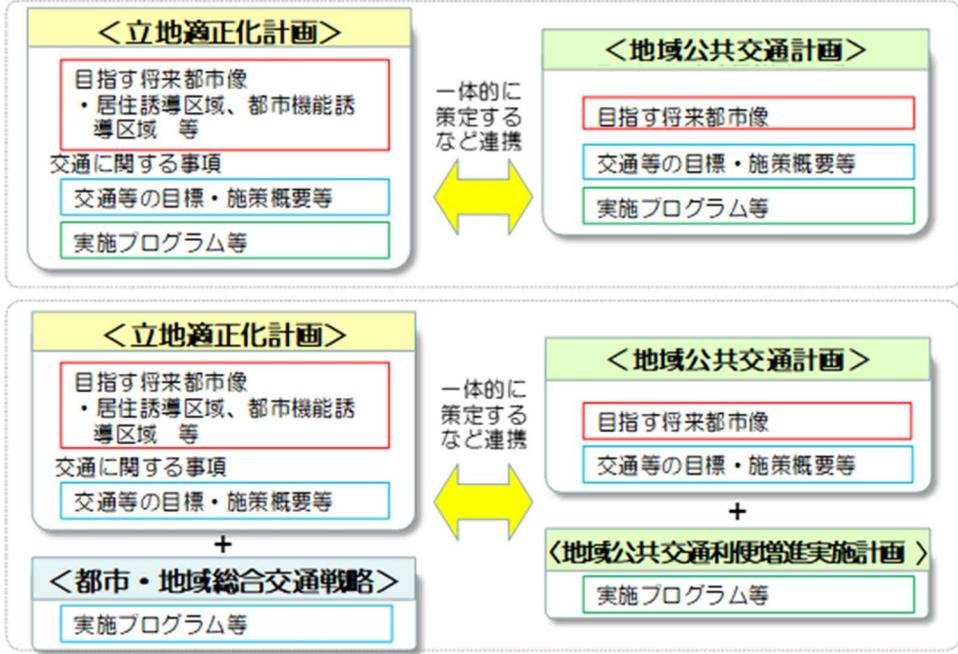


図 1-1-1 各種計画との関係性

③ 都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月追加）

都市計画マスタープランに、総合交通戦略に定める事項が含まれている場合、都市計画マスタープランと総合交通戦略は一体として策定することが可能である。

この場合、都市・地域総合交通戦略要綱の要件を満たすことにより、総合交通戦略としての大臣認定を取得することができるほか、総合交通戦略の策定等が交付要件となっている補助金等について、要件を満たしたうえで交付を受けることができる。